

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

令和6年12月2日から山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令平18市町第1192号）の一部を別紙のとおり変更することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第291条の11の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令平18市町第1192号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(参 考)

山口県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案
<p>(処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p> <p>(3) 保険料の賦課に関する事務</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 上記事務に付随する事務</p>	<p>(処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町において行う。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p> <p>(3) 保険料の賦課に関する事務</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 上記事務に付随する事務</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和6年12月2日から施行する。</p>	